

国際法史の視点から

孫 占 坤
(国際平和研究所所員)

レジュメにあるように、国際法史の視点、つまり、国際法の歴史的発展、展開を通して憲法 9 条の世界史的意義を考えたい。この視点から憲法を捉える意義は以下のところにあると筆者が考える。

近代国際法の成立が通常、17世紀の半ばまでに求められる。30年戦争後のウェストファリア講和会議は主権国家システムの存立を容認し、かかる主権国家間の関係を規律する法が国際法である。30年戦争の期間中にネーデルラント生まれのフーゴー・グロティウス (Hugo Grotius) が『戦争と平和の法』という本を書きあげ、彼はそれで後に「国際法の父」とも呼ばれ、その著書も国際法の最も有名な古典の一冊となった。形成期の状況とその後の数百年の歴史から言えるのは、戦争、武力に対する法的規制が国際法の最大の関心事だということである。日本国憲法第 9 条は、国際紛争を解決する手段として戦争と武力による威嚇又は武力の行使を永久に放棄することを宣言 (第 1 項) し、それを達成するために、陸海空軍をはじめとする戦力の不保持を明記している (第 2 項)。憲法 9 条のこうした規定は、国際法の視点から見る場合、戦争、武力を法的にどのように規制するかという、正に国際法の最も重要な問題が取り上げられているといえる。

では、国際法の中で、戦争、武力はどのように位置づけられていたのか。これについて国際法学者がよく口にするのは「正戦論」という言葉である。即ち、中世から近代の初期に至って、キリス

ト教の考え方の影響で物事が善、悪ととらえがちで、戦争も基本的に正しい戦争と正しくない戦争の二通りがあると捉えられた。戦争を行う双方にとって、正当な理由、正当な根拠がある場合は正しい戦争であり、それ以外の場合は正しくない戦争となる。18世紀半ばになると、ヴァッテル (Emer de Vattel) 等の国際法学者が主権国家の平等、自由をより強調し、超越的な判別者が存在し得ない国際社会において、戦争に正否の印をつけるのは果たして正しいのかとの批判が現れた。こうした批判から更に発展して形成した新しい戦争観が国際法では「無差別戦争観」と呼ばれている。即ち、国家を超えて戦争の正否を判別する上位なものが存在しないならば、戦争を法的に正しいとか正しくない捉える意味がない。戦争は不幸な出来事であろうが、国際法的には合法とも違法ともいえない。19世紀に入ると、国家主権を強調するドイツの影響で、無差別戦争観は大きな影響力を持っていた。

しかし、無差別戦争観が流行っていた19世紀半ばから、南北戦争やイタリア統一戦争、クリミア戦争等、米州、ヨーロッパ大陸で起きた幾つかの悲惨な戦争を契機に、国際社会に武力や戦争に対してある種の規制が必要ではないかという考えも生まれていた。これは二つの側面で現われたと分類できよう。一つは、戦争をすること自体の可否を別にして、実際に起きた戦争から発生した捕虜、傷病者を人道的に扱おうということである。この

考えの下で生まれた国際組織が赤十字国際委員会（CICR）であり、法的ルールとして複数の赤十字条約、後の一連のハーグ条約等が生まれ、今日では国際人道法という国際法の中の重要な領域として発展してきた。戦争に対する反省のもう一つの側面が、戦争、武力を行使すること自体に歯止めをかけようという動きである。その最初の法的結実はレジュメにも書いたように、1907年の第2回ハーグ平和会議で締結された「債務回収における兵力使用の禁止に関する条約」というものである。同会議では13もの条約が締結され、内容的には国際人道法に関するものが多かったが、その中で、この条約だけは武力の行使自体に一定程度の歯止めをかけた世界初の条約として、のちに大変注目され、日本で市販されている通常の条約集のいずれも毎年これを収録している。

条約の内容は次の通りである。締約国の一方は自国民の債務回収のために他の締約国に対して兵力を使用しないことを約束する（第1条1項）。この条約は中南米諸国の強い要請の下で生まれたものである。19世紀の前半に独立を果たしたこれらの途上国が、国内政情の不安定等で欧州先進諸国からの融資に対する返済不能がしばしばあった。債務返済を迫るため、場合によって欧州諸国は武力を行使しまたはその誘惑を行っていた。このような赤裸々な主権侵害を阻止しようと米州諸国は長年努力し、その一つの現れが第2回ハーグ平和会議におけるこの条約である。条約のタイトルが示す通り、同条約は決して国際関係全般における戦争、武力の禁止をした訳ではなく、「債務回収」という非常に限られた分野での「兵力使用」を禁止したに過ぎない。しかも、このような「兵力使用の禁止」も決して無条件のことではなく、債務返済のトラブルをめぐり、債務国が仲裁裁判という紛争の平和的解決方法の採用を拒絶したり、怠ったりすると、債権国は「兵力使用の禁止」義務から解放される（第1条2項）。このように、極め

て限られた分野かつ非常に条件付であるが、国際法の歴史の中で、戦争・武力自体を禁止する試みはこの条約から開始した。

この条約に次ぐ国際社会の努力が第1次世界大戦後の国際連盟規約に現れていた。規約では、各加盟国は相互の領土保全と政治的独立を尊重し、かつ連盟外部からの侵略に対してそれを擁護することを約束する（第10条）。加盟国間で国交断絶に至る虞のある紛争が起きた場合、仲裁裁判、司法的解決または連盟理事会による審査の解決を求め、かかる裁判の判決または連盟理事会の報告書が出て、3ヶ月を経過するまで、いかなる場合においても、当事国は戦争に訴えてはならない（第11条）。つまり、紛争が起きた場合、法的手段にせよ、政治的・外交的手段にせよ、加盟国間はまずは平和的手段を通じて紛争の解決を追求しなければならない。3ヶ月が経過した場合、判決または連盟理事会の報告書の勧告に従う当事国に対しては、他方の当事国はやはり戦争に訴えてはならない（第13条4項、第15条6項）。これらの規定から分かるように、国際連盟も決して戦争を全般的に禁止した訳ではないが、国際社会の一般的条約として一定の場合に戦争を禁止したことは明らかであり、上記の1907年のハーグ条約に比べれば一歩前進したといえる。

国際社会はその後も更に戦争規制の努力を続けていた。その結果として、1928年に不戦条約が締結されることになった。この条約で、締約国は国際紛争を解決するため、戦争に訴えることを「非トシ」、その相互関係において国家の政策の手段として戦争を放棄することを各自の人民の名において厳粛に宣言した（第1条）。つまり、ここでは、条約として戦争全般をはじめて無条件に違法と明確に宣言し、それを放棄したのである。戦争を紛争解決の手段として否定した以上、紛争が起きた場合、残る手段は紛争を平和的に解決するしかない。そこで、不戦条約の第2条は、加盟国間

の一切の紛争、紛議をその性質、起因がどうであれ、平和的解決を行うことを規定していた。ただ、米国、ドイツ等は条約に加入した時に自衛権の行使が禁止される戦争には含まれないという留保を行っていた。

以上のように、国際社会には20世紀初頭から戦争をすること自体に何とか規制を加えようと努力が続けられ、第2次世界大戦が始まる前に、特に不戦条約が象徴しているように、既に戦争は全面的に禁止されることになっている。紛争をどのように平和的に解決するのか、それに関する具体的な手続が盛り込まれていなかったことは不戦条約の大きな弱みであるが、国際関係における紛争解決の手段として戦争を放棄することを明快に宣言したことに対して、国際法学者は国際法の革命、構造転換と高く評価している。特に不戦条約を契機に、戦争は国際法的には違法なものであると理解されるようになった。

周知の通り、第2次世界大戦等が起き、歴史的事実として国際連盟、不戦条約は戦争を防ぐことができなかった。しかし、戦争が違法であるという規範意識は、第2次世界大戦後の国際社会にも引き継がれ、国際連合憲章では次の表現をとっている。「全ての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」（第2条4項）。今日、戦争または他の武力行使が禁止されていることは国際関係の大前提である。

かかる前提の下で、現在の国際社会において、戦争・武力行使の禁止の「例外」が幾つか認められている。その一つは、国際社会の平和を脅かしたり、破壊したり、更に侵略を行った国に対して、国連の安保理が「集団安全保障」措置の一環として執られる軍事的措置である（憲章第42条）。もう一つは、個別国家または国家グループによる個

別的自衛権又は集団的自衛権の行使である。このような「憲章上」の例外に加えて、後の国連が決議で認めた「憲章外」の例外として、1950年11月の国連総会で採択された「平和のための結集決議」をあげることができる。この決議の下で、国際紛争が起き、安保理が常任理事国の対立によって麻痺し、国際社会の平和と安全を維持するために付与された強い権限を行使できなくなった場合、代わりに総会は軍事的措置を含む強い権限を行使することが可能となる。しかし、その後の国連の実践としては、この決議に基づいて緊急総会が召集されたことがあり、その結果いわゆるPKOというものが作られたが、この決議に基づいた強い権限行使が一度もなく、このタイプの例外が理論的レベルに留まっている。

上記の三種類の例外は「憲章上」、「憲章外」の違いがあるが、国連が認めたという意味で、いずれも「国連システム内」のものであるといえよう。では、今日の国連システムから離れて、なお例外が存在するのか。これについて、非常に「論争的」になるのだが、論者または国によっては「人道的介入」が戦争・武力行使の禁止のもう一つの例外と主張するだろう。数年前のユーゴスラビア空爆（コソボ問題）における欧米の立場が一つの代表的事例である。

「人道的介入」はさておき、国連システムに幾つかの例外があるとはいえ、既に述べたように、戦争、武力が違法であり、その発動、行使が厳しく禁止されていることは今日の国際関係のそもそもの出発点である。このような戦争、武力行使の違法化過程がちょうど100年前に始まり、第2次世界大戦前に既に規範化していったのである。かかる国際法史或いは世界史的な流れに照らせば、日本国憲法9条の規定が正に国際社会が長年求めてきた目標と合致しているものだと言うべきであろう。